

2024 年度  
一般社団法人神奈川県作業療法士会  
臨時社員総会  
議案書

期日：2024 年 11 月 21 日（木）

19 時 00 分～20 時 30 分（受付時間 18 時 45 分～）

会場：商業ビル「セルテ」8 階 801 会議室

：オンラインとのハイブリッド開催

住所：神奈川県横浜市中区真砂町 3-33



一般社団法人 神奈川県作業療法士会

事務所

〒231-0011 横浜市中区太田町 4-45 第一国際ビル 301

Tel&Fax：045-663-5997 <https://kana-ot.jp/>

E-mail: jimu@kana-ot.jp

（JR 根岸線関内駅より徒歩 10 分）

## 目 次

総会次第	2
一般社団法人神奈川県作業療法士会 2024・2025 年度社員一覧	3
臨時社員総会開催にあたって	6
<b>決議事項</b>	
第 1 号議案 定款の修正について	7
第 2 号議案 定款の修正について	8
第 3 号議案 規程の修正について	10
<b>資 料</b>	
第 8 期（2023・2024/令和 5・6 年度）理事・監事名簿	12
一般社団法人神奈川県作業療法士会 2023～2026 年度中・長期計画	13

## 2024 度（令和 6 年度）一般社団法人神奈川県作業療法士会

### 臨時社員総会 総会次第

1. 開会のことば
2. 議長団選出（議長）
3. 総会役員選出（書記、議事運営委員、議事録署名人）
4. 会長挨拶
5. 議事運営委員報告
6. 総会成立宣言
7. 決議事項
  - 第 1 号議案 定款の修正について
  - 第 2 号議案 定款の修正について
  - 第 3 号議案 規程の修正について
8. 議長団の解任
9. 閉会のことば

一般社団法人神奈川県作業療法士会  
2024・2025年度（令和6・7年度）社員一覧

定数：77名 定数算定日：2023（令和5年）年10月1日

登録社員数：77名

【内訳】Aブロック（横浜市・川崎市・相模原市に勤務している正会員）：46名

Bブロック（県域：政令指定都市を除く地域に勤務している正会員）：31名

\*所属は2024(令和6年)4月1日現在

【Aブロック46名（横浜市・川崎市・相模原市に勤務している正会員）（届出順・敬称略）】

No.	氏名	所属
1	玖島 弘規	横浜旭中央総合病院
2	宮内 貴之	湘南医療大学保健医療学部
3	中里 和也	ワン・ライフ訪問看護ステーション
4	井本 裕堂	医療法人社団緑成会 横浜総合病院
5	本間 嗣崇	神奈川県立麻生支援学校
6	野本 義則	自宅会員
7	福留 大輔	横浜旭中央総合病院
8	林 慎也	アール・クラ横浜
9	金山 桂	介護老人保健施設 千の風・川崎
10	内山 博之	学校法人岩崎学園 横浜リハビリテーション専門学校
11	水野 友和	江田記念病院
12	石井 将文	東戸塚記念病院
13	榎本 光彦	東戸塚記念病院
14	瀧澤 亮	東戸塚記念病院
15	柳橋 宏亮	江田記念病院
16	鈴木 香苗	関東病院
17	佐藤 光	済生会 東神奈川リハビリテーション病院
18	田島 明子	湘南医療大学
19	中井 琢哉	北里大学病院
20	戸塚 香代子	川崎市中央療育センター
21	花形 真	医療法人財団明理会 介護老人保健施設相模ロイヤルケアセンター
22	清水 謙太	Luxem 訪問看護リハビリステーション川崎宮前
23	村越 妙美	川崎医療生活協同組合 介護老人保健施設樹の丘
24	吉村 由香	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
25	平井 翔也	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
26	横山 真佑	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
27	吉武 信治	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
28	宇都宮 裕人	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院

29	中西 みなみ	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
30	水島 加奈子	イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院
31	牧山 大輔	イムス横浜狩場脳神経外科病院
32	金原 衣理子	横浜旭中央総合病院
33	宮田 和典	横浜なみきりハビリテーション病院
34	郷 康人	イムス横浜狩場脳神経外科病院
35	渡瀬 広之	横浜なみきりハビリテーション病院
36	山中 竜太	イムス横浜狩場脳神経外科病院
37	加藤 秀隆	明芳会 江田記念病院
38	小林 佳弘	ふれあい東戸塚ホスピタル
39	佐々木 秀一	北里大学病院
40	黒崎 空	北里大学病院
41	宮崎 道輝	北里大学病院
42	千葉 周平	北里大学病院
43	佐々木 露葉	麻生リハビリ総合病院
44	山勢 健太郎	平成横浜病院
45	早川 大貴	ふれあい鶴見ホスピタル
46	堀内 翔平	横浜旭中央総合病院

【Bブロック 31名（県域：政令指定都市を除く地域に勤務している正会員）（届出順・敬称略）】

No.	氏名	所属
1	重田 優子	ふれあい平塚ホスピタル
2	佐藤 慶一	横須賀市立うわまち病院
3	山口 拓也	鶴巻温泉病院
4	魚岸 実弦	スターホーム株式会社グループホームセラヴィ葉山
5	和田 尚	訪問看護リハビリステーションたすけあい
6	吉本 雅一	湘南鎌倉総合病院
7	藤本 一博	茅ヶ崎新北陵病院
8	遠藤 毅	茅ヶ崎新北陵病院
9	小泉 雅哉	鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院
10	奥原 孝幸	神奈川県立保健福祉大学
11	甲本 夏穂	国際医療福祉大学
12	澤口 勇	訪問看護ステーション レンゲの花
13	黒木 裕介	葉山ハートセンター
14	齊田 浩彰	湘南鎌倉総合病院
15	古屋 陣	北小田原病院
16	田中 秀和	北小田原病院
17	岡 由紀恵	北小田原病院

18	伏見 幹	北小田原病院
19	塚田 菜穂	湘南鎌倉総合病院
20	高橋 若奈	湘南鎌倉総合病院
21	金子 康	湘南わかば苑
22	黒澤 駿	茅ヶ崎中央病院
23	神保 匡良	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校
24	村仲 隼一郎	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校
25	渋谷 拓郎	えびな脳神経クリニック
26	藤崎 咲子	社会福祉法人翔の会 児童発達支援センターうーたん
27	高須 慎太郎	湘南中央病院
28	神田 崇央	医療法人徳洲会 湘南大磯病院
29	丸山 祥	湘南慶育病院
30	山根 剛	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校
31	神保 洋平	湘南医療大学

## 臨時社員総会開催にあたって

一般社団法人 神奈川県作業療法士会  
会長 神保武則

平素より当会の活動にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

この度、一般社団法人神奈川県作業療法士会臨時社員総会を開催する運びとなりました。背景とし、5月に開催致しました第11回定時社員総会にて、永年会員や学生会員に関する定款および規程の変更についてご審議を頂き、賛成多数の承認を頂きました。しかし、一部会員規程の修正についてのご指摘がありましたので、理事会内で検討致しました。そしてこの度、臨時社員総会にて再度審議をお願いしたく開催を決定致しました。

全国的に会員が減少傾向となっている中、当会においては可能な限りを尽くし会員に向けた有益な士会活動、および会員数増加に向けた取り組みの一步として皆様にご審議を頂き、共に歩みを進めていきたいと考えております。それぞれの議案に対する趣旨は後述しますが、士会事業は神奈川県民の保健・医療・福祉・介護・教育の向上に寄与することを目的として活動をしています。ひとりでも多くの県民に作業療法を届けるために仲間を増やし、繋がり、研鑽を積むことでより良い作業療法を提供することができると信じます。今後とも県民や会員のために皆様のお力添えを頂きたいと思っております。何卒よろしくお願い致します。

## 定款の変更について

以下の3項目。

### 【会員種別の追加】

大学院生の会員種別追加の提案について

### 【総会、理事会の一部権能の変更】

「事業計画及び収支予算の決定」に関し、理事会の権能とすることの提案について

### 【会員規程の変更】

新規資格取得者の入会金、初年度会費の免除に関する規程の審議について

## 第1号議案 定款の修正について①

### 1. 一般社団法人 神奈川県作業療法士会 定款の修正について

神奈川県内の大学院に在籍している個人が正会員になるための定款の修正案になります。

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第8条 本会の会員は、次の5種とする。</p> <p>(1)正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定による作業療法士の免許を有し、本会の目的に賛同する者で、神奈川県内に勤務又は居住する者。</p> <p>(2)賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体。</p> <p>(3)名誉会員 本会の事業に顕著な功労があり、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人又は団体。</p> <p>(4)永年会員 20年以上の会員歴を有する満65歳以上の正会員であって、理事会の承認を得た個人。</p> <p>(5)学生会員 神奈川県内の作業療法士養成校に在籍している個人又は神奈川県外の作業療法士養成校に在籍しており、作業療法士免許を取得後、神奈川県内に居住もしくは神奈川県内の施設に就職をする予定の個人。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第8条 本会の会員は、次の5種とする。</p> <p>(1)正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定による作業療法士の免許を有し、本会の目的に賛同する者で、神奈川県内に勤務、居住する者、<u>又は神奈川県内の大学院に在籍しているもの。</u></p> <p>(2)賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体。</p> <p>(3)名誉会員 本会の事業に顕著な功労があり、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た個人又は団体。</p> <p>(4)永年会員 20年以上の会員歴を有する満65歳以上の正会員であって、理事会の承認を得た個人。</p> <p>(5)学生会員 神奈川県内の作業療法士養成校に在籍している個人又は神奈川県外の作業療法士養成校に在籍しており、作業療法士免許を取得後、神奈川県内に居住もしくは神奈川県内の施設に就職をする予定の個人。</p>

## 第2号議案 定款の修正について②

### 1. 一般社団法人 神奈川県作業療法士会 定款の修正について

収支予算を理事会での決議事項とすることにより、活動できない期間を減らすための修正案になります。

現行	改定案
<p style="text-align: center;">第5章 総会</p> <p>(権能)</p> <p>第36条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更。</p> <p>(2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分。</p> <p>(3) 合併。</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算の決定。</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算の承認。</p> <p>(6) 役員その他の選任及び解任。</p> <p>(7) 入会の基準、入会金及び会費の額。</p> <p>(8) 会員の除名。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する事項及び理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項。</p> <p>2 理事及び監事を選任する議案の議決に際しては、原則として候補者ごとに議決する方法を採るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 総会</p> <p>(権能)</p> <p>第36条 総会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更。</p> <p>(2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分。</p> <p>(3) 合併。</p> <p><del>(4) 事業計画及び収支予算の決定。</del></p> <p><del>(5) (4) 事業報告及び収支決算の承認。</del></p> <p><del>(6) (5) 役員その他の選任及び解任。</del></p> <p><del>(7) (6) 入会の基準、入会金及び会費の額。</del></p> <p><del>(8) (7) 会員の除名。</del></p> <p><del>(9) (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する事項及び理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項。</del></p> <p>2 理事及び監事を選任する議案の議決に際しては、原則として候補者ごとに議決する方法を採るものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第48条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</p> <p>(2) 総会の日時、場所及び総会に付議すべき事項の決定。</p> <p>(3) 規則及び規程の制定に関すること。</p> <p>(4) 会長、副会長、事務局長及び理事の職務執行の監督。</p> <p>(5) 会長、副会長及び事務局長の選任。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第48条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</p> <p>(2) 総会の日時、場所及び総会に付議すべき事項の決定。</p> <p>(3) 規則及び規程の制定に関すること。</p> <p>(4) 会長、副会長、事務局長及び理事の職務執行の監督。</p> <p>(5) 会長、副会長及び事務局長の選任。</p>

<p>(6) その他総会の議決を要しない職務の執行に関する事項。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産及び会計</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 63 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(6) <u>事業計画及び収支予算の決定。</u></p> <p>(7) その他総会の議決を要しない職務の執行に関する事項。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 資産及び会計</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 63 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。</p>
--	---

### 第3号議案 規程の修正について

#### 1. 一般社団法人神奈川県作業療法士会 会員規程

新規資格取得者の入会金、初年度会費を免除にするための修正案になります。

現行	改定案
<p>(入会金)</p> <p>第5条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、本会定款第10条に基づき、総会の議決によって定められた入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 入会金の金額は次の各号に従い、本規程第4条に規定される入会申込書と共に納入するものとする。</p> <p>(1) 正会員 1,500円</p> <p>(2) 賛助会員 1,500円</p>	<p>(入会金)</p> <p>第5条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、本会定款第10条に基づき、総会の議決によって定められた入会金を納入しなければならない。</p> <p>2 入会金の金額は次の各号に従い、本規程第4条に規定される入会申込書と共に納入するものとする。<u>ただし、申込者が、申込みがなされた日の属する年に作業療法士国家試験に合格した者である場合において、当該年の12月末日までに申し込みをしたときは、入会金を支払うことを要しない。</u></p> <p>(1) 正会員 1,500円</p> <p>(2) 賛助会員 1,500円</p>
<p>(会費)</p> <p>第6条 本会の正会員、賛助会員及び永年会員は本会定款第10条に基づき、総会の議決によって定められた会費を納入しなければならない。</p> <p>2 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者が会費を納入する際は、本規程第4条に規定される入会申込書及び本規程第5条に規定される入会金と共に納入するものとする。</p> <p>3 会費の金額は次の各号に従い納入するものとする。</p> <p>(1) 正会員 7,000円</p> <p>(2) 永年会員 3,000円</p> <p>(3) 賛助会員A 7,000円</p> <p>(4) 賛助会員B (1口) 10,000円</p> <p>(5) 賛助会員C (1口) 2,000円</p> <p>4 賛助会員B及び賛助会員Cの会費は1口以上とする。</p> <p>5 学生会員の会費は無料とする。</p>	<p>(会費)</p> <p>第6条 本会の正会員、賛助会員及び永年会員は本会定款第10条に基づき、総会の議決によって定められた会費を納入しなければならない。<u>ただし、前条第2項ただし書の規定により入会金の支払を要しないものとされたときは、当該会員は、初年度の会費を支払うことを要しない。</u></p> <p>2 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者が会費を納入する際は、本規程第4条に規定される入会申込書及び本規程第5条に規定される入会金と共に納入するものとする。</p> <p>3 会費の金額は次の各号に従い納入するものとする。</p> <p>(1) 正会員 7,000円</p> <p>(2) 永年会員 3,000円</p> <p>(3) 賛助会員A 7,000円</p> <p>(4) 賛助会員B (1口) 10,000円</p> <p>(5) 賛助会員C (1口) 2,000円</p> <p>4 賛助会員B及び賛助会員Cの会費は1口以上とする。</p> <p>5 学生会員の会費は無料とする。</p>

# 資料

## 1. 第8期（2023・2024年度）理事・監事名簿

	役職・担当部署	氏名	所属	勤務体制
代表理事	会長	神保 武則	北里大学病院	非常勤
理事	副会長	田中 ゆかり	藤沢市保健医療センター (居宅介護支援事業所)	非常勤
理事	副会長	吉本 雅一	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院	非常勤
理事	事務局長	玖島 弘規	横浜旭中央総合病院	非常勤
理事	財務部	望月 強併	日本鋼管病院	非常勤
理事	学術部	佐々木 秀一	北里大学病院	非常勤
理事	教育部	神保 洋平	湘南医療大学	非常勤
理事	広報部	金山 桂	介護老人保健施設 千の風・川崎	非常勤
理事	福利部	山勢 健太郎	平成横浜病院	非常勤
理事	地域リハビリ テーション部	遠藤 陵晃	横浜 YMCA 学院専門学校	非常勤
理事	制度対策部	澤口 勇	訪問看護ステーション レンゲの花	非常勤
理事	規約委員会	神田 崇央	医療法人徳洲会 湘南大磯病院	非常勤
理事	ウェブサイト 管理委員会	佐藤 範明	神奈川県立保健福祉大学	非常勤
理事	学会評議 委員会	青木 啓一郎	昭和大学保健医療学部作業療法学科	非常勤
理事	エリア化推進 委員会	野本 義則	自宅会員	非常勤
理事	認知症対策 委員会	佐藤 隼	さがみりハビリテーション病院	非常勤
理事	生活行為向上 マネジメント 推進委員会	奥原 孝幸	神奈川県立保健福祉大学	非常勤
理事	地域包括 ケアシステム 推進委員会	遠藤 陵晃	横浜 YMCA 学院専門学校	非常勤
監事		錠内 広之	日本鋼管病院	非常勤
監事		野々垣 睦美	クラブハウス すてっぷなな	非常勤
顧問		渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター	非常勤

※役員は職場を持っており報酬はありません

## (一社) 神奈川県作業療法士会 中・長期計画 2023年度～2026年度 一般社団法人神奈川県作業療法士会 4か年計画

スローガン：

成長する県士会と共に『会員一人ひとりが質の高い作業療法を実践し成長しよう』

昨年から「成長する県士会」をキーワードに、学術活動、公益事業の拡大、エリア化の推進、事務局運営の効率化を進めてきた。また、当会は設立40周年を迎え、記念事業とし県士会ロゴマークの作成、作業療法写真展、養成校とのチャレンジ動画作成・配信、第5回臨床作業療法大会などを行い、会員および県民を含む周囲へ示すとともに繋がりを深めてきた。

今期ではさらに会員個々が成長する県士会に集い繋がり成長し続けることで、より質の高い作業療法が実践できるよう支援していく。定款に示す「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格資質の陶冶に努め、併せて一般社団法人日本作業療法士協会と連携して作業療法の普及発展を図り、もって神奈川県民の保健・医療・福祉の向上に寄与する」ことを引き続き目的とする。そのためには以下の計画を具体的に進めていくとともに、組織運営を円滑かつ効率化するために組織改編を行い、県内の作業療法の実践と啓発、作業療法士の育成教育、組織力の向上との総合力をもって、神奈川県民へ貢献する。以下に各行動目標も併せ提示する。

### (1) 学術・教育活動の推進と支援

会員の知識・技術・人間性の向上を目的とし学術教育活動をさらに推進していく。

社会状況が大きく変化した昨期までの経験も活かし、研修会はオンラインで開催するメリットと対面式でのメリットの両方を最大限に活用できるよう選択し実施していく。

- ① 卒後教育としての生涯教育
- ② スキルアップとしての研修会
- ③ 研究活動推進のための研究助成
- ④ 成果発表としての学会・臨床大会
- ⑤ 研究倫理委員会機能の強化
- ⑥ 地域活動の協力体制構築としての地域リハビリテーション教育
- ⑦ 作業療法士としての専門性向上と倫理教育

以上の各分野における教育体制を整備し実施していく。

また学会、臨床作業療法大会については事業マニュアルを活用し、開催状況が変化しても円滑に運営できる体制基盤を構築していく。

### (2) 公益活動への取り組み拡大と支援

地域に根差した活動を行っている会員への知識・技術、ツールの提供や協力・助言など、多角的な支援体制を構築する。そのための会員データベースを強化し、人材バンク等の構築を目指す。

また行政機関や他団体と連携協業し、県民や多職種に向けた啓発活動や、医療・保健・

福祉の向上に繋がるイベントと研修会を開催していく。さらに作業療法士養成教育機関と連携・協働し、未来の作業療法士の育成にも注力する。

### (3) 神奈川県エリア化

川崎市・横浜市・相模原市などの政令指定都市のほか、県域も含めたエリア化を進めエリア内の会員の繋がりをさらに構築し以下の取り組みを推進する。

- ① 当会が目的としている県民の保健・医療・福祉の向上に寄与するために地域リハビリテーション事業への参画をさらに促していく仕組みとする。
- ② 会員の専門性や特性、ホープやニーズの把握に努め会員の組織率の向上を図る。
- ③ 各エリアの協働により県内の作業療法士の質の向上を図ることも併せて行う。

### (4) 法人管理体制の適正化と効率化

法人管理体制の適正化と効率化のために以下を推進していく。

- ① 事務機能の強化(事務事業に必要なハード・ソフトの充実)
- ② 継承可能な法人管理部門の体制づくりの継続
- ③ 財務システムの効率化と適正化
- ④ 予算執行に関する監視体制の強化
- ⑤ 定款・規程の整理と適正化
- ⑥ 会員情報の調査と管理
- ⑦ 会員の主たる専門分野の活用と会員への還元体制の向上
- ⑧ 公益活動の窓口機能の強化
- ⑨ 倫理機能の強化

なおこの4か年計画については半期(2年)で振り返りを行い、後期は必要に応じて振り返りを踏まえた計画修正を行い提示することとする。